

須坂市農業委員会 令和7年11月総会 議事録

- 1 招集 令和7年11月28日(金) 午後3時
- 2 開会 令和7年11月28日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和7年11月28日(金) 午後3時58分
- 4 場所 須坂市役所 305 会議議室

- 5 出席した農業委員 (12 人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	6 番	丸山輝幸	推進委員	15 番	小布施嘉雄
会長職務代理	13 番	中村豊彦	〃			〃	16 番	竹前清孝
農業委員	1 番	返町俊昭	〃	8 番	原千賀子	〃	17 番	丸山雅之
〃	2 番	後藤文夫	〃	9 番	小林 昇	〃	18 番	吉田幸夫
〃	3 番	湯本か代子	〃			〃	19 番	小林郁雄
〃	4 番	黒岩基之	〃	11 番	勝山修一	〃	20 番	増田光輝
〃	5 番	山岸幸子	〃	12 番	目黒孔一			

- 6 欠席した農業委員 7 番春原 博委員 10 番吉池寿一委員
欠席した農地利用最適化推進委員 21 番 市川 和志委員

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 北堀けさ江 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主任主事 小池祐希

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会11月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、7番春原博委員、10番吉池寿一委員より欠席の連絡をいただいておりますが、過半数委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告申し上げます。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。寒さが厳しくなってきましたが、その中で収穫作業のお忙しい中、11月総会に参集いただきありがとうございます。
11月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしく願い申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第 15 条の規定により、2 番後藤文夫委員、4 番黒岩基之委員をご指名申し上げます。

議長 はじめに、議案第 23 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 12 件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

委員 No.12 について、地元の農地ですが、親族が車体販売業を営んでいるとのことですので、農地としての活用について細かな指導と現場の確認が必要になると考えています。

事務局 一体となる敷地で、すでに宅地、建物を購入し住居として住んでいる。その隣接する一部農地について取得するもの。本人には農地としての利用制限があることを何度もお伝えしている。

議長 事務局としても監視をよろしくお願いいたします。

議長 他に、補足説明はありますか。ないようでありますので、農業委員さんで補足説明ありますか。

委員 ないようですので、質疑意見に入ります。推進委員さんで質疑意見はございませんか。

委員 No.11 ですが、すでに荒れている状態から整地されてきれいになっております。しかしながら、隣接する資材置き場等の状況をみると、営農計画に照らし合わせて耕作されるのか心配。

事務局 懸念されることは多い。事務局も確認していきたい。

委員 委員としても注視していきたい。荒れた状態が解消されているのは前進と受け止めたい。

議長 よろしいですか。他に何かありますか。

委員 同じく No.11 の関係で、適格法人として取得しないのはなぜなのか。農地法改正により個人で農地取得可能であるが、実態は会社の従業員を使って農業をするとすると、適格法人として登録するべきでないか。そこが、抜け道のように感じてしまう。

事務局 以前から、会社経営者が個人として農地を買って農業を営むことに許可をしてきた経過があり、決して違法ではないが、疑義を抱くところはある。しかし今の農地法では違法ではないので、適格法人としての条件を満たしていない。法人として利用はしない。農地であり、その用途以外に利用できないことを何度もお知らせしている。

委員 今後の利用方法について、営農計画と照らして注視する必要がある。

委員 個人が取得して、法人としての営農であれば 3 条で貸借という考え方もあるのではないか。

事務局 法人として営農計画ではないので、貸借契約もない。

議長 他に何かありますか。

委員 No.10 について、雑草の状態であるが、営農作物は何か。

事務局 隣接する畑で、養蜂を営んでいる。春先までには養蜂向けの作物を作付け予定である。

議長 他に推進委員さんで何かありますか。

委員 No.7 の案件について、昔の考えで行くと、3 年 3 作というような概念があるが、譲渡人は、早い売却ではないか。

事務局 譲渡人は他の耕作地はしっかりと耕作している。労力不足により手が回らない。確実に耕作できる受人の強い希望により譲渡することになった。

委員 了解した。

議長 他に委員さんで何かありますか。ないようでありますので、農業委員さんで質疑意見はありますか。

委員 No.4～No.12 までの売却価格に大きな差があるように感じる。売却額の標準的な考え方は売却額について決まりはない。課税評価額に国税庁の倍率を乗じた数字を参考にすること

とがあるが、ぶどう棚があるとかすぐに耕作できる状態であるなどにより、売価は変わってくる。

議長 他に何かありますか。

委員 No.2 について、市外の耕作者となるがどんな作物で営農するのか。

事務局 先月も説明したが、労力となる人物は市内の方であり、須坂市でブドウ栽培を行うものである。

議長 他に何かありますか。

ないようですので、採決いたします。

議長 議案第 23 号の 12 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。挙手全員であります。

よって、議案第 23 号の 12 件については許可と決定と決しました。

議長 次に、議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 3 件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませうか。

委員 No.2 について、土地の利用の仕方が不明である。どこから進入路を設けるのか。

事務局 隣接する土地について、No.2 の借受人の所有であり、現在駐車場として利用しているがため、進入路は既存駐車場から設けることになる。

委員 了解した。

議長 他にございませうか。ないようでしたら農業委員さんで何かございませうか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 24 号の 3 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 3 件については意見可と決定いたしました。

議長 次に、議案第 25 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数 20 件について審議いたします。

最初にNo.1 からNo.19 の 19 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願いいたします。

委員 No.19 についてどのような会社でどのような作物を栽培しているのか。

事務局 以前からの利用集積から中間管理機構への意向によるものでありますが、主にはリンゴ栽培を行っているものです。

議長 他に、なにかありますか。ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。

議長 農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、どれが認められないのか、その理由を述べてください。

異議はございませうか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 25 号のNo.1 からNo.19 までの 19 件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 25 号の 19 件については「異議なし」と決定しました。

議長 議案第 25 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定による農

地利用集積促進計画案の意見聴取について」No.20の1件について、審議いたします。
なお、この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第11条の規定によりまして、
1番 返町俊昭委員の退席をお願いいたします。

なお、議決後は着席を認めます。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願いいたします。

議長

なにかありますか。ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。

農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、
どれが認められないのか、その理由を述べてください。

異議はございませんか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第25号のNo.20の1件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは
挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第25号の1件については「異議なし」と決定しました。

それでは、1番返町委員の着席を認めます。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

議長

次に、報告に移ります。

報告第20号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」報告件数2件
及び、報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」報告件数2
件について事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

この件でご質問はございませんか。ないようですので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、11月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

令和7年11月28日

議 長

署名委員

署名委員